

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年12月8日(木) 午後1時30分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中2名が欠席)

20番 園田 操                      28番 榊永 築

午後1時30分 開会

事務局

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

きょうは、役員の方は10時半から、委員の方はまた1時半からということで、大変お忙しい中ですが、全員の方がご出席いただ

きまして本当にありがとうございます。

いよいよ12月になりまして、朝方は大変寒い日が続きます、皆様方には体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。また、本日はことしの最後の総会となります。そして総会の後は、きょうは東京から講師をお呼びしております農政協議会も開催されますので、長時間になりますが、よろしく願いしておきます。

それでは、本日の総会も多くの議案があります。審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をよろしく願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には43番の田上辰也委員と44番の中川宣長委員を、書記に事務局の米田修参事を指名します。よろしく願いしておきます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第9号議案、農業経営を開始したと認められる旨の証明願まで、9件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

すみません、事務局岩永です。きょうも訂正がありますのでよろしく願いいたします。

まず、議案書を開いていただきまして目次のほうからお願いいたします。目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら1件取り下げがありますので、49のほうを48と訂正方お願いいたします。これに伴いまして合計数、一番下段のところ196件となっております。こちらを195と訂正をお願いいたします。

次に、個別のものに入っていきます。4ページをお開きください。16番、こちらの土地の表示欄ですけれども、今、「字中西」と書いてあります。これを「中四」、漢数字の四に書きかえてください。西を削除いただきまして漢数字の四を、こちらのほうに記入方よろしく願いします。

それと続きまして、次は6ページになります。同じく3条関係ですけれども、26番、譲受人の資格の耕作面積ですけれども、こちらが今「1, 532」になっているかと思っておりますけれども、こちらのほう

を「17, 514」と、耕作面積です。訂正方お願いします。

続きまして、同じページの29番、譲受人欄ですけれども、今、職業のほうが、これはウエダタカヒデさんとお読みするんですかね、「農業」になっておりますけれども、こちらを「兼農」と訂正方お願いいたします。

続きまして、8ページになります。37番、こちらは取り下げになっておりますので、斜線等で削除方よろしくをお願いします。

続きまして、5条関係、20ページになります。31番、32番、それぞれ譲受人が今は片仮名で「ジェイ・エス・ファーム」となっておるかと思っておりますけれども、こちらの片仮名のものを「ジェイ・エス」と「ファーム」の点まで全部削除いただきまして英文字で「JS」と、片仮名ではなくて英文字の「JS」と2文字になりますので、「ジェイ」と「エス」の訂正方をお願いいたします。

続きまして、22ページになります。土地改良法第3条による資格証明願の受益地、一番右端の欄ですけれども、今、「0.6ha」となっております。こちらを「0.3ha」と訂正方お願いします。

続きまして、53ページになります。3番なんですけれども、こちらの土地の表示欄、今「他2筆」と表記してあるかと思っておりますけれども、こちらを「他22筆」と訂正方をお願いします。

最後になります。55ページになります。55ページの1番ですけれども、こちらの願出人欄のお生まれですけれども、今「昭和10年」生まれと、こちら「10」のほうを「23」と訂正方お願いします。

訂正については以上になります。よろしくをお願いします。

議長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、48件でございます。地元委員会のご報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区沼山津三丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は施設により花を栽培されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

す。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

3番、4番は関連で、独立就農のための使用賃借権設定及び賃借権設定の申請です。借り人は、先日の地区委員会に出席を願い、営農計画等について聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地では水稻、ミニトマト、ブロッコリーを作付される計画です。

以上3件につきまして協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より2番から4番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

#### 44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

5番、6番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番、6番は関連で、独立就農のための申請で賃借されるものです。さきの地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行っています。申請者は現在親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付

金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。今回、北部地区の案件43番でも同時申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。当地区委員会では、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の議決は北部地区の案件とあわせての議決をお願いします。

以上2件、河内地区委員会での報告を終わります。

議長 ただいまご報告がありましたとおり、5番、6番については、後の北部地区案件43番の報告を受け審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、7番。

#### 18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

7番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番と8番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

9番は、後継者への経営移譲による使用賃借権設定の申請です。借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

10番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

11番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

12番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は米、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

14番から16番は関連で、経営拡張のための賃借権の設定及び所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

以上10件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いします。

議長 ただいま、7番から16番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、17番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

17番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米、トマトをつくられており、許可後は米、トマトをつくられます。

18番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米、トマト、メロンをつくられており、許可後は米、トマトをつくられます。

19番、20番は関連で、19番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、露地野菜をつくられており、許可後は米をつくられます。20番は贈与による所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜をつくられており、許可後は米、露地野菜をつくられます。

21番は、独立就農のための使用賃借権設定の申請です。借受人に地区委員会に出席いただき、営農計画等を聞き取りいたしました。許可後は米、メロンをつくられます。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、露地野菜をつくられており、許可後は米、露地野菜をつくられる予定です。

23番は、競売の結果報告です。

24番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米、トマトをつくられており、許可後は米、トマトをつくられる予定です。

以上7件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、17番から24番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、25番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

25番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

26番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を栽培されており、許可後は米をつくられる予定です。

27番は、経営移譲年金受給継続のための使用賃借権設定の再設定の申請です。借人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

28番は、競売結果報告です。

29番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、タマネギ、大根を栽培されており、許可後はタマネギ、大根をつくられる予定です。

30番は、経営拡張のための、賃借権設定の申請です。賃借人は米とメロンを栽培されており、許可後は米とメロンをつくられる予定です。

以上5件について先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、25番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に31番ですが、申請人が議席番号49番の一木委員ご本人になっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。一木委員には、31番の審議終了まで議場から退室していただきます。一木委員、よろしくお願ひします。

(一木委員 退室)

議 長 　　それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

31番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

31番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は専業

農家で米、麦、メロン、トマトをつくっており、許可後は米、麦を作付される予定です。

先日の地区委員会で協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、一木委員に入室をお願いします。  
（一木委員 入室）

議 長 　　それでは32番、よろしくお願ひいたします。

#### 14番 山口謙藏委員

続けて、32番から42番までにつきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

32番は、経営移譲年金継続のための使用貸借権設定の再設定の申請です。借り人は米をつくっており、許可後は米を作付される予定です。

33番と34番は関連で、経営拡張のための貸借権設定です。賃借人は米と麦をつくられており、許可後は米と麦を作付される予定です。

35番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借り人は米をつくっており、許可後は米を作付される予定です。

36番は、隣接地を耕作している譲受人による耕作の便宜上の取得をするための申請です。譲受人は米と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

37番は取り下げです。38番から42番は関連で、新規就農の所有権取得をする申請です。譲受人は土木業を営んでおり、農業経験のある娘婿とともに米、麦をつくる予定です。先日、地区委員会で聞き取り調査を行い、営農計画等について何ら問題ないことを確認いたしました。

以上10件について協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、32番から——37番は取り下げでございまして——4



2番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、43番。

#### 13番 緒方一臣委員

13番委員です。

43番から48番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

43番は、5番、6番の河内地区の申請と関連で、独立就農のための賃貸借権を設定される申請です。借り人は実家の農業の手伝いをされていましたが、今回、独立し営農を開始される計画です。許可後はミカンをつくられる予定です。借り人にはさきの地区委員会に出席してもらい聞き取り調査を行い、営農計画について問題なく、下限面積要件については、5番、6番の案件の面積と合わせると要件が満たされることを確認しました。

44番から48番は関連です。経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲、ソバ、麦をつくられる兼業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。河内地区の関連案件5番、6番及び43番から48番について、ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、43番から48番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、49番。

#### 34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

49番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

遺贈のための所有権移転による権利設定申請でございます。譲受人は兼業農家で、許可後はスイカ、メロン、白桃を作付される予定です。

以上1件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、49番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、11件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、農家住宅への転用申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、熊本地震による建物破損のため、ほか地目420㎡を合わせた総事業面積807.85㎡に、農家住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。なお、申請地は以前より住居用地として使用されていたため、深く反省されている旨のてんまつ書が添付されております。

2番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する事業所への貸し駐車場15台分を整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事完了は平成29年6月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

#### 38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、宅地拡張による転用申請です。申請人は、父が昭和33年ころ中古物件として住宅、店舗を購入され、その後、相続により取得されましたが、土地と建物について精査した結果、申請地が住宅、店舗の一部となっており無断転用であることが判明したため、是正の申請をされました。申請部分89㎡で、既存住宅を含め合計198.62㎡です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請人より無断転用について、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

#### 44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

4番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、農家住宅への転用申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地横の既存の住宅が手狭になったため、住宅の建設

を計画されました。農地区分は、住宅が混在する広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て農家住宅1棟200㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され平成29年9月下旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地条件、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

### 37番 角居登委員

37番委員。

5番、6番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、個人住宅の宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、市道から住宅までの道路68㎡であり、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。なお、申請地は昭和54年に無断で転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書の提出がっております。

6番は、墓地拡張のための転用許可申請です。申請人は共同墓地管理組合員であり、既存の墓地にあきがなくなったため申請されました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積100㎡に、墓石5基及び墓参り用の駐車場2台分、給水施設1基で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。なお、生活衛生課に事前協議の同時申請中です。工事計画は、平成29年1月10日から平成29年

3月31日までで、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、5番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、7番。

#### 11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

7番から9番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。施工済みで被害防除とも問題ありません。ただ、転用許可を得ないまま敷地の一部を使用してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。

8番は、農機具格納庫のための転用許可申請です。農地区分は、農振農用地区域内で既に用途区分変更がなされています。農用地区域は原則不許可ですが、農用地利用計画に指定された用途の転用申請のため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、一部転用で1,334㎡に、進入路を含め鉄骨造農機具格納庫1棟、建築面積135㎡であり、トラクター、トレーラー、肥料等、農機具・資材を配置するもので、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年12月20日から平成29年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、貸し駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。申請人は、近隣の店舗、事務所等より駐車場の要望を受け、転用を計画されたものです。土地利用計画は、大型トラック5台分、普通車8台分に回転部分などから成り、妥当な面積と思われます。資金計画、

排水計画、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成28年12月20日から平成29年1月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件について先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、7番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、10番。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員です。

10番、11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、申請人が太陽光発電設備を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。太陽光パネル216枚を計画され、転用面積は適正なものと判断されます。九電からの工事負担金請求書の写しや資金証明、排水同意など、必要書類は添付されています。周辺農地の調整も進んでおります。工期は、許可後から平成29年3月31日を計画されており、問題ないものと思われま。

11番は、申請人が農業倉庫及び農業資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。軽量鉄骨造平屋建て倉庫1棟及び農業資材置き場として利用されるため、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。隣接農地は自己所有です。工期は許可後から平成29年1月31日を計画されており、問題ないものと思われま。

以上、さきの地区委員会において現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされているものと判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、10番、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、  
37件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可  
基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いいたします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告  
いたします。

1番と2番は関連で、飲食店、アイスクリーム専門店等を営む法人  
が、農地に賃貸借権を設定し、店舗、アイスクリーム専門店へ転用す  
る申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内的の農地で、上下水  
道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療  
施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、鉄骨造平屋  
建て店舗1棟、延べ床面積75.3㎡、専用駐車場12台分を整備、  
利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。  
資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺  
農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成  
29年6月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用さ  
れることを確認しております。開発許可が必要となりますが、同時に  
手続中であることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い  
検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準  
を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお  
願いします。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、  
この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報

告いたします。

3番と4番は関連で、自動車販売業を営む個人が、農地を所有権移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する譲受人が経営する事業所従業員及び来客用駐車場9台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年1月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

5番は、整形外科を営む個人が、農地を所有権移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する譲受人が経営する整形外科の来客用駐車場14台、従業員駐車場14台、計28台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、3番から5番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から5番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

### 38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

6番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につ



いては問題ありません。また、申請地の一部を駐車用として使用していたため、申しわけない旨の始末書が提出されております。工事期間は、許可日から平成29年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

7番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築及び公衆用道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年1月10日から平成29年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

8番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年1月10日から平成29年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

9番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年1月10日から平成29年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

10番は、保育所を営む法人が賃借権を設定し駐車場へ転用する申請です。園児の送迎等の際、保護者の駐車スペースが不足したため申請されました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存施設面積の2分

の1を超えないものに該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、既存施設面積1,183.46㎡で、転用面積590㎡に22台分の駐車場として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年1月10日から平成29年2月10日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

#### 18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

11番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、適当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年1月20日から平成29年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で適当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成28年12月10日から平成29年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申

請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅1棟で総事業面積326㎡のうち転用面積146㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可日から平成29年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅6棟で総事業面積1,417㎡のうち転用面積1,142.97㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可日から平成29年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、所有権移転による資材置き場建設のための転用許可申請です。申請人は建設業を営んでおり、資材置き場が不足するため、自宅兼事務所の隣接地を選定したものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、空洞ブロック、足場板、砕石置き場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年1月25日から平成29年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番と17番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、飽田総合出張所の周囲500m以内の区域にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積856㎡の建て売り住宅4棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可日から平成30年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転の上で貸し駐車場にするための転用申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接の医院が駐車場として利用するもので、5台分の駐車スペース及び通路で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年3月15日から平成29年3月31日までの予定で、許可

後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転による駐車場建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する申請人世帯及び隣接する姉世帯で利用するもので、車5台分で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年12月20日から平成29年2月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、11番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

### 37番 角居登委員

37番委員。

20番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、農業用資材置き場及び搬入路のための転用許可申請です。申請者は申請地の隣接に農業用倉庫を保有し、米、麦の乾燥や資材置き場にして利用していますが、手狭になったため新たに農業用資材置き場が必要となり、転用申請されるものです。農地区分については、10ha以上の広がりのある優良農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設等の用に供するために該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。土地利用計画は、転用面積221㎡に搬入路及びパレット置き場、トラクター置き場、もみ殻置き場等で、妥当な面積と思われます。工事予定は、平成29年1月10日から平成29年7月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

21番は、賃貸借権設定による建設用資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、また、申請人は集落内に居住していることから、

不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積330㎡に木材、型枠、足場、ブロックなどを置く予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。工事計画は、平成29年1月10日から平成29年1月31日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

22番は、墓地拡張のための転用許可申請です。申請人は共同墓地管理組合の組合員で、既存墓地にあきがなくなつたため申請されたものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積100㎡に墓石5基及び墓参り用駐車場2台分、給水施設1基で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。なお、生活衛生課に事前協議の申請中です。工事計画は、平成29年1月10日から平成29年3月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま、20番から22番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

### 30番 福原幸一委員

30番委員です。

23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。借人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから一戸建て住宅の建設場所を探していたところ、父親所有の農地を借りることができることになったため、本申請地を選択されたものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に

接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積325㎡に建築面積101.02㎡の2階建てで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。集落内開発制度指定区域で、開発景観課から事前審査の回答を得ております。工事計画は、平成29年1月10日から平成29年10月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

#### 11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

24番から32番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番と25番は関連で、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、申請人が集落に居住して業務上必要なことから、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、廃材や基礎石置き場などで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年12月15日から平成29年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、ほかの地目を含めた総事業面積が499.98㎡で、平屋建て個人住宅1棟、建築面積117.61㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、許可後から平成29年5月31日までの予定で、

許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、使用貸借権設定による宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅の敷地として利用してきたもので、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ないまま敷地の一部を使用してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。資金の必要はなく、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

28番は、所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。申請人は、隣接地に居住し、土質調査、ボーリング業を営んでおり、駐車場が不足したため申請したもので、土地利用計画は、中型車5台、小型車2台などで、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ないまま造成してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

29番は、使用貸借権設定による農家住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、平屋建て木造住宅1棟と軽量鉄骨造農業用倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年1月1日から平成29年6月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、使用貸借権設定による農機具格納庫及び選果場のための転用許可申請です。農地区分は、農振農用地区域内で既に用途区分変更がなされています。農用地区域は原則不許可ですが、農用地利用計画に指定された用途の転用許可申請のため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、一部転用で632㎡に農機具格納庫及び選果場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年1月1日から平成29年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

31番と32番は関連で、所有権移転による畜舎建設のための転用許可申請です。農地区分は、農振農用地区域と1種農地で原則不許可ですが、それぞれ用途区分変更がなされた農用地利用計画に指定された用途と農業用施設であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。畜舎の土地利用計画は、ほかの地目と合わせて総事業面積5,567㎡で、厩舎、運動場、ふん尿置き場、飼料配合作業場

などから成り、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年12月25日から平成29年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、24番から32番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、31番、32番については、申請どおり農業会議へ意見を聴取することといたします。  
　　続きまして、33番。

#### 13番 緒方一臣委員

13番委員です。

33番、34番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

33番は、法人が賃借権設定により太陽光発電設備を設置されるための転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。太陽光のパネル128枚を計画され、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。周辺農地の調整も済んでいます。工期は許可後から平成29年2月28日を計画されており、問題ないものと思われます。

34番は、車の修理、販売を行う法人が、所有権移転により事業用の資材置き場にするための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、例外規定の、隣接する土地と一体として同一の事業をする場合、全体面積の3分の1を超えない場合に限って認められる項目に該当すると思われます。事業計画、配置図により、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。周辺農地の調整も済んでいます。工期は許可後から平成29年1月30日を計画されており、問題ないものと思われます。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、



よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、33番から34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、35番。

### 31番 牧坂邦夫委員

31番委員、牧坂です。

35番から37番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、太陽光発電設備建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画については、太陽光パネル420枚とパワコン5台と管理用通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成29年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

36番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある生産性の高い集団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落到に接続しており、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、木造平屋建て128.36㎡1棟と通路を建設予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。集落内開発制度指定区域で、開発許可も同時申請です。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成29年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに工事着手されることを確認しております。

37番は、賃貸借による建設用資材置き場建設のための農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。土地利用計画は、足場資材、各種部材ごとの置き場と運送車両の場内通路を建設予定で、適当と思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成29年2月28日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願い申し上げます。

議長 　　ただいま、35番から37番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　続きまして、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、西区西松尾町で進められている県営梅洞地区土地改良事業の計画変更に当たり、新たに4名の事業参加資格者の証明を行うものです。先日の地区委員会で、参加資格者及び受益地について確認されております。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であると証明いたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細25ページの1番から4番までの合計4件で、1番と2番が公社からの買い取り、3番と4番が公社への売り渡しです。面積は、4件合わせまして、田7,459㎡、畑1,226㎡の、合計8,685㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細25ページの5番から30ページの19番までで、貸手14名、借手14名の件数15件です。

契約期間別では、6年未満が11件、10年以上が4件で、面積は15件合わせまして、田3万8,547㎡、畑9,962㎡の、合計4万8,509㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、飼料作物、果樹、麦、露地野菜、施設野菜です。

次に、再設定分です。明細30ページの20番から47ページの77番までで、貸手55名、借手35名の件数58件です。契約期間別では、6年未満が41件、6年以上10年未満が3件、10年以上が14件で、面積は58件合わせまして、田18万5,916㎡、畑4万4,830㎡の、合計23万746㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、麦、飼料作物、果樹、施設野菜、露地野菜、畑作物です。

次に、利用権移転です。明細48ページの78番と79番で、譲渡人1名、譲受人1名の件数2件です。契約期間別では、6年未満のみで、面積は2件合わせまして、田のみの1,645㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲です。

次に、農地利用集積円滑化団体による農地の借上と転貸です。明細48ページの80番から49ページの83番までが、熊本宇城農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間別では6年未満のみで、面積は2件合わせまして、田のみの5,917㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲です。

続きまして、第6号議案です。

50ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細51ページの1番と2番で、貸手2名の件数2件です。契約期間別では、10年以上のみで、面積は2件合わせまして、田のみの6,132㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。  
議　長　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたしま

す。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

### 38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明です。1番の願出人の対象農地6筆、2番の願出人の対象農地2筆、3番の願出人の対象農地13筆について、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、1番から3番までにつきまして先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、願出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして、4番。

### 18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地3筆について、農地として適切な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、8件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区小山一丁目の田7筆の全農地について、願出人がみずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきましては、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないことの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番、3番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。2番の願出人の対象農地2筆については桃、ミカンを栽培されており、3番の願出人の対象農地23筆については、水稻、里芋、ナス等の野菜を栽培しております。引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、2番、3番につきまして先日、地区委員会において、証明書の交付については何

ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きます、4番。

#### 18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

4番、5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番、5番は、相続税の納税猶予継続のため必要とする証明願です。4番の願出人の対象農地5筆、5番の願出人の対象農地1筆について、農地として適切な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することにいたします。  
　　続きます、6番です。

#### 13番 緒方一臣委員

13番委員です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

証明願ひ出があった6番は11筆、7番は1筆、8番は16筆、地元委員が現地の確認を行いました、いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

以上、地区委員会において検討、協議した結果、証明について何ら問題がないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいた

します。

議長 　　ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第9号議案、農業経営を開始したと認められる旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

証明願い出があった2筆の農地は、相続税の納税猶予の継続のために行われるものです。九電が工事のため一時転用した申請地を、工事完了後農地に戻し、申し出のあった日から申請人が農業を開始したことを証明するものです。地元委員が申請人から聞き取りを行い、申請の内容どおりであることを確認しました。

以上、地区委員会において検討、協議した結果、証明について何ら問題ないものとの協議結果であります。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　事務局、岩永です。報告事項につきましては、黄色い用紙のほうに記録しております。1番から12番までの項目がありまして、合計102件の報告事項が上がっております。

　　以上です。

議長 　　次第6のその他ですが、本日は事務局職員の人事異動について報告

があります。事務局よりお願いします。

事務局 お手元のほうに「職員の任免について」という書類があるかと思  
います。平成28年12月1日に上田由佳、農業委員会事務局南区分室  
主任主事が、市長事務部局、南区の税務課でございます。それと小原  
陽子、農業委員会事務局主任主事、同じく市長事務部局に出向させて  
おります。中央区の税務課でございます。

以上2名の人事異動がっておりますので、報告いたします。

議長 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、  
字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定  
によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理  
については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて総会を閉会いたします。

閉会 午後3時05分



会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年12月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 田上 辰也

署名委員 中川 宣長

書 記 米田 修